

納入条件等

1 契約期間

契約締結日から令和12年9月30日まで

(機械搬入については、令和8年9月30日までに搬入すること。詳細については、協議の上決定する。)

2 ネットワークプリンタ、スキャナが機能するために必要なソフトウェア、ドライバ等について

- ・ネットワークプリンタ機能について、納入時に必要な設定を行うとともに、接続するLANパソコンのうち1台に、必要なソフトウェア・ドライバ等をインストールし、動作を確認すること。
- ・ネットワークスキャナ機能について、複合機に必要な設定を行うとともに、スキャンしたデータを企業局の指定した共有フォルダに送信できるよう初期設定を行うこと。また、動作を確認し、接続するLANパソコンで共有フォルダを読み込めるかどうか確認すること。
- ・その他動作に必要なソフトウェア、ドライバ等がある場合は、上記と同様に確認の上、納品すること。
- ・Windows等OSで、新版のものに対応するためのドライバは、開発され次第、納品すること。その際に、費用負担を求めないこと。
- ・納入後、機種名、MACアドレス、機体番号等を連絡すること。

3 複合機の保守点検および調整

- ・常に最良の状態で複写サービスが利用できる状態を提供すること。
- ・保守点検は月1回以上行うこと。ただし、独自通信機器を用いるなど遠隔診断により異常の有無が常に確認できるものについては、必要に応じて点検回数を調整できるものとする。
- ・複合機が故障した場合は、営業時間内であれば連絡を受けて2時間以内に修理に取りかかり、24時間以内に部品交換が可能な体制を整えていること。ここでいう営業時間とは、8時30分から17時15分をいう。
- ・通常の保守及び修理を行っても、故障が度重なり本来の機能を回復しない場合は、同等機能を有する複合機と無償で交換すること。
- ・複合機にOSが導入されている場合は、セキュリティホール等が発見されたときにパッチの適用等の対策を早急に実施すること。

4 支払方法

- ・複写サービス料金は、複合機のメーターから算出する。
- ・複写サービス料金には、機器の運搬・設置・撤去のために必要な費用（引取費用も含む）、全ての消耗品費（用紙代を除く）、保守費用・故障時の部品または機器の交換費用、データ転送及びデータフォーマット等に関し、仕様を満たすために専用のソフトウェア、サーバ等が必要になるときは、その費用を含むものとする。ただし、ステープル機能を有する機器について、ステイプラー針は当初充填して納入し、それ以降の替え針補充に関しては、複写サービス料金に含まないものとする。
- ・基本サービス料金に含まれる枚数は、0枚とする。
- ・機器の保守にあたって、点検と調整のために使用した複写及びサービス提供者の責めに帰すべき原因による不良複写が生じた場合は、当該複写枚数を1箇月の複写枚数から除くものとする。
- ・契約開始時または終了時において、複写サービスの提供期間が「1箇月」（月の初日から末日までをいう。以下同じ。）に満たない場合は、基本サービス料金は、契約開始日または最終締切日の翌日から初めて迎える月末又は終了日までの日数に応じて日割り計算する。
- ・企業局の都合により、契約期間途中で解約するときは、残存の契約期間に応じて、入札時に示した使用見込枚数を複写した場合に必要な料金を上限として支払うものとする。
- ・企業局の都合により、複合機の配置場所を変更する場合は、サービス提供者に連絡するものとし、その移動のために必要な費用は、企業局が実費で負担する。

5 納入にあたっての注意事項

1 納入物品について

- ・この仕様でない機能であっても、標準装備されている基本機能を故意に制限しないこと。
- ・契約期間終了時には、残存データをすべて消去して搬出すること。また、後日、証明書を発行すること。
- ・新造機（新品機）及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める「再生型機」または「部品リユース型機」の未使用のものに限る。
- ・納入にあたっては、中古機でないことを証明するため、メーカーの出荷証明書等の書類を添付すること。

2 搬入について

- ・物品搬入時に壁及び床等が傷付かないよう搬入経路に養生を行うこと。
- ・納入場所については企業局職員他、他業者の出入りもあるため、車両搬送については指定した時間に確実に搬送すること。また、敷地内の車両搬送については、現場の担当者の誘導、指示に従うこと。